

## ポイント

(独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の変更案)  
(農業信用保険関係)

第5期中期目標において「保険料率体系のあり方について、中期目標期間内により望ましいものに見直すよう」指示されたことを踏まえ、農林水産省との協議、基金協会との検討・議論を実施するとともに、令和6年12月13日に農業信用保険料率算定委員会を開催し、同委員会において保険料率見直しの検討を行った結果、以下の変更内容のとおり保険料率を変更することとした。

この他、国の制度運用の変更を踏まえ、「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書」の一部を別添のとおり変更するもの。

(変更内容)

## 1. 保証保険

- 保証保険対象資金（農家経済安定施設資金のうち事業資金、農協保証債務を除く。）の保険料率について、借入者の信用リスクに応じて低、中及び高の3区分の保険料率を令和8年度から導入する。
- 基金協会から農家経済安定施設資金の早急な改定実施要求があることを踏まえ、農家経済安定施設資金のみ前倒しで、令和7年度から改定（引き下げ）を実施する。

## 2. 融資保険

- 上記1. の保険料率の改定に伴い、従来の取扱いどおり、保証保険の保険料率の1.5倍の水準に設定する。

## 3. 災害特例保険料率

- 基金協会が保証料率を3割超引き下げた場合のみ災害特例保険料率の対象とすることとし、上記1. 及び2. の保険料率改定に合わせて、令和8年度から改定（料率は、従来どおり段階別保険料率のうち高位の率から7割引き下げる）する。